



渥美坂井法律事務所・外国法共同事業

Atsumi & Sakai

SUSTAINABILITY REPORT 2025

サステナビリティレポート

A Compass
to Find
Your Way

CONTENTS

イントロダクション

当事務所代表者のご挨拶	03
チーフ・サステナビリティ・オフィサーからのメッセージ	04
事務所概要	05
グローバルネットワークを活用し、世界の課題解決に寄与	06
参画団体等／国際法曹団体における活動	07

特集

JICA 法整備支援	08
東京2025デフリンピック～国際的な「きこえない・聞こえにくい人のためのオリンピック」～	09
トランジション・ファイナンス・ガイドライン：原則、適用範囲及び英国と日本との比較考察	10-11
弁護士紹介	
齊藤千尋弁護士（被災地支援／A&S 被災地出張相談（プロボノ）新設）	12
都築翔弁護士（国際協力／教育・啓発活動）	13
SusHi Tech Tokyo 2025ブース出展	14

執筆物・セミナー	15-16
----------	-------

環境

概要	17
GX リーグへの参画	18
気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）への賛同表明	19
事務所の環境負荷の低減	19

社会

法律事務所の専門性を活かして地域・社会の発展を支える	20
人権の尊重	
ビジネスと人権	21
英国2015年現代奴隷法への対応	22
プロトタイプ政策研究所	23
プロボノ	24-25
ジェンダー平等や国際性を尊重し、働きやすい職場環境を実現	26
ウェルネス	28

ガバナンス

サステナビリティの推進体制	29
コンプライアンス	30
事業継続計画（BCP）に関する取組	30
情報セキュリティ	31

担当者紹介	32
-------	----

報告期間

本報告書の報告期間は2025年1月1日～2025年12月31日（2025年度）を中心とし、一部同期間の前後を含みます。

当事務所代表者のご挨拶

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業は、「革新的・先端的な創造力を磨き、新たな課題に挑戦しつづけること」という理念のもと、クライアントの皆様、地域社会、そして国際社会に対し、法律事務所としての専門性を活かした価値提供に取り組んでまいりました。社会・経済が大きく変動する現在、法律事務所に求められる役割は従来にも増してより広範かつ複雑なものとなっています。当事務所はこうした時代の要請に応えるべく、サステナビリティへの貢献を重要な柱の一つとして位置づけ取り組みを進めています。

2025年度は、サステナビリティの観点からのリーガルアドバイスのご提供に加え、多様な社会貢献活動を通じて、確かな前進を遂げた一年となりました。国際協力の分野では、JICAによる開発途上国の法整備支援において、当事務所の弁護士が専門的助言を行い、国際的な法の支配と正義へのアクセスの促進に寄与しています。また環境分野では、GXリーグや日本気候リーダーズ・パートナーシップへの参画をはじめ、事務所運営における環境負荷の低減も推進しました。さらに、第25回夏季デフリンピック競技大会東京2025においては、協賛及び大会運営を支える法務支援を行うとともに、多くの弁護士・所員がボランティアとして参加しました。日本で初開催となる、100周年の節目を迎えた国際大会の成功に向け、多様なバックグラウンドをもつ所員が力を合わせて貢献できたことは、サステナビリティ推進の観点からも、当事務所の

務所のモットーとする“Your Uniqueness, Our Strength”を体現するものだったと考えています。加えて、2025年は「A&S 被災地出張相談」という新たなプロボノの枠組みを創設し、災害時においてクライアント企業の従業員の皆さまを支援する体制を整えました。

2026年度も、法律事務所としての専門性を最大限に活かし、クライアントの皆さまと共に、すべての人にとってより持続可能な社会の実現に向け貢献してまいりたいと考えております。引き続き、皆さまのご理解とご指導を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。



2026年1月

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業
マネージングパートナー
弁護士 渥美 博夫

チーフ・サステナビリティ・オフィサーからのメッセージ

2025年度のサステナビリティ年次報告書をご覧いただき、誠にありがとうございます。当事務所は、法律事務所としての専門性と社会的責任をふまえ、持続可能な社会の実現に向けた取組を着実に進めてまいりました。本報告書は、その一年間の歩みを整理し、私たちの基本姿勢を改めてお伝えするものです。

近年、気候変動、地政学的緊張、人権や多様性をめぐる価値観の変化など、社会を取り巻く環境は一層複雑化しています。国や地域、産業によって優先課題やアプローチが異なる中で、私たちは短期的な動向に過度に左右されることなく、法の支配と人権尊重という普遍的な原則を基礎に、専門家として持続可能な社会に貢献する姿勢を堅持しています。

2025年度は、サステナブル行動規範の改訂を行い、当事務所の価値観と行動指針を改めて明確化しました。また、サステナビリティをテーマとした交流会の開催を通じ、所内の啓発に加え、サステナブル調達の実践にも取り組みました。人材・働き方の面では、くるみん認定を取得し、多様な人材が安心して能力を発揮できる環境整備を進めています。

社会貢献の分野では、災害被災地への出張相談体制の構築を含むプロボノ活動を継続するとともに、東京2025デフリンピックに対する法務支援を行い、包摂的な社会の実現に寄与してまいりました。さらに、ガバナンス強化の一環としてAI

委員会を新設し、新技術がもたらす機会とリスクに専門的に向き合う体制を整えています。

当事務所のサステナビリティへの取組は、理念にとどまるものではなく、日々の業務と組織運営に根差した実践です。今後も、クライアント、社会、そして次世代から信頼される法律事務所であり続けるため、専門性を生かした責任ある行動を積み重ねてまいります。



2026年1月

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業
チーフ・サステナビリティ・オフィサー
弁護士 畑 英一郎

事務所概要

国内系法律事務所として初めて、 完全に独立した形で外国法共同事業を立ち上げた総合法律事務所

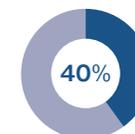
クライアント価値創造のために、法律実務の観点から総合的なソリューションを事案に応じて創造し、同時に、ビジネス社会の公正な発展をリードすることをミッションとして掲げ、複雑多岐にわたる様々な課題の解決に挑んでおります。

構成員 総数278名* 設立 1994年

パートナーにおける
女性比率*

外国弁護士等における
女性比率*

パートナーにおける
外国法事務弁護士比率*



*2025年12月31日現在。構成員総数には提携オフィスを含む拠点・A&Sフィナンシャルアドバイザー株式会社の構成員を含みます。

グローバル & 地域密着

複雑多岐にわたる
様々な分野の課題
に対応

個々の事案にあわせて
最適なチームを迅速に編成



※当事務所とA&Sフィナンシャルアドバイザー株式会社とは、機能的に一体の運営を行っておりません。また、依頼者の承諾その他の正当な理由なくして、当事務所とA&Sフィナンシャルアドバイザー株式会社との間で、職務上知り得た秘密が共有されることはありません。当事務所とA&Sフィナンシャルアドバイザー株式会社との間で、依頼者紹介に対する謝礼その他の対価が授受されることはありません。A&Sフィナンシャルアドバイザー株式会社は報酬を得る目的で法律事務の周旋を行うことを業としておらず、当事務所はその業務に関する報酬をA&Sフィナンシャルアドバイザー株式会社との間で分配することはありません。

※当事務所とAPAC事務所・SA Partnersとは、機能的に一体の運営を行っておりません。また、依頼者の承諾その他の正当な理由なくして、当事務所とこれらの法律事務所との間で、職務上知り得た秘密が共有されることはありません。したがって、当事務所とこれらの法律事務所とは、それぞれにおける案件の正式な受任に先立ち、相手方との間において利益相反等の事情の調査・確認を行う関係にはありません。当事務所とAPAC事務所SA Partnersとの間で、依頼者紹介に対する謝礼その他の対価が授受されることはありません。

グローバルネットワークを活用し、世界の課題解決に寄与

当事務所は、ニューヨーク、ロンドン、フランクフルト、ブリュッセル及びホーチミンに拠点を有する国際的な総合法律事務所です。

国際業務経験豊富な弁護士のほか、外国法事務弁護士（*1）、外国弁護士（*2）等が多数在籍し（*3）、国際案件にも適時に対応可能な体制を整えています。加えて、加盟している複数のグローバルネットワークや独自のグローバルコネクションを介し、世界各国の法律事務所等と提携・協力しています。

このようなリソースやグローバルネットワークを活用し、国際的な視点からクライアントとの対話を深め、共に行動することを通じて、国内にとどまることなく世界全体のサステナビリティに関する課題の解決に寄与していきます。

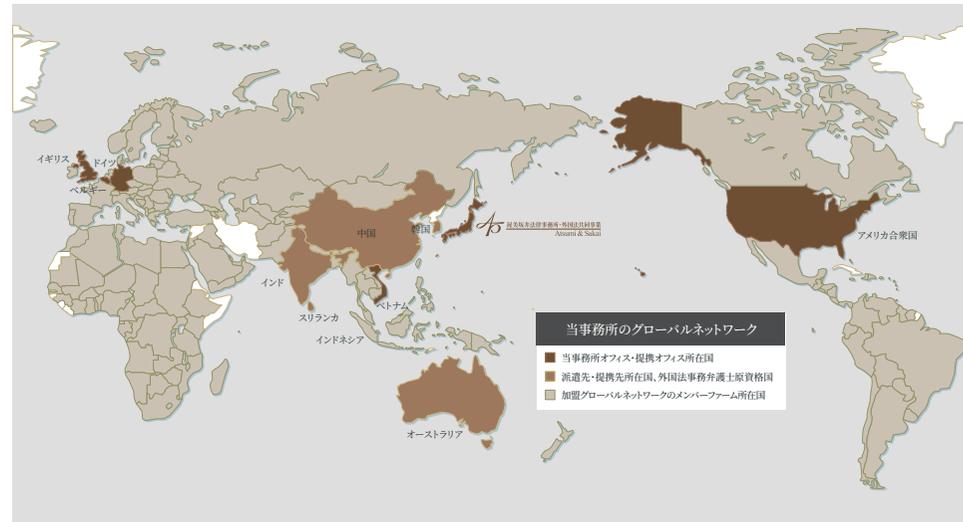
*1 米ニューヨーク州、米カリフォルニア州、中華人民共和国、大韓民国、インド、スリランカ民主社会主義共和国、連合王国、オーストラリア クィンズランド州・ニューサウスウェールズ州・ビクトリア州の法を原資格国法とする外国法事務弁護士 **

*2 米カリフォルニア州、アイルランド共和国、イスラエル国、ベトナム社会主義共和国、中華人民共和国、大韓民国、台湾の弁護士資格を有する外国弁護士（但し、外国法事務弁護士の登録はない。） **

*3 外国法事務弁護士及び外国弁護士は、弁護士、外国法事務弁護士及び外国弁護士全体の11%です **。（2025年12月31日現在）

※ 瀧美坂井法律事務所弁護士法人はイングランド及びウェールズのソリシターズ・レギュレーション・オーソリティによる規制の適用を受けていない

世界各国の対応可能領域



参画団体等 / 国際法曹団体における活動

参画団体等

当事務所は、法律事務所として蓄積してきた知識や経験を活かし、社会全体のサステナビリティを支えられるよう努めます。その取り組みの一環として、当事務所が加盟している外部団体の一部をご紹介します。

- ・ GX リーグ (GX 人材市場創造 WG/ 適格カーボン・クレジット WG)
- ・ インパクトコンソーシアム
- ・ 一般社団法人日本風力発電協会
- ・ 日本気候リーダーズ・パートナーシップ (JCLP)
- ・ 一般社団法人再生可能エネルギー長期安定電源推進協会 (REASP)
- ・ 一般社団法人サステナビリティマネジメント & アシュアランス機構 (理事として参画)

国際法曹団体における活動

当事務所は、International Bar Association (IBA、国際法曹協会)、Inter-Pacific Bar Association (IPBA、環太平洋法曹協会)、The Law Association for Asia and the Pacific (LAWASIA、アジア・太平洋地域法曹協会) 等の活動に参加し、国際的なサステナビリティ推進活動を積極的に行っています。

「IBA Annual Conference Toronto 2025」での登壇

2025年11月3日、早川晃司弁護士 (オブ・カウンセル) が、国際法曹会議「IBA Annual Conference Toronto 2025」において、「Climate change - implications to maritime transports」と題するセッションにスピーカーとして登壇しました。(International Bar Association主催)

「38th LAWASIA Conference 2025」での登壇

2025年10月12日、谷崎研一弁護士 (パートナー) が、「38th LAWASIA Conference 2025」において、「Growth and Impact of ESG Finance」と題するパネルに、入江克典弁護士 (パートナー) が「International Supply Chains: The Impact of Human Trafficking」と題するパネルにそれぞれスピーカーとして登壇しました。(LAWASIA主催)

JICA 法整備支援

当事務所は、独立行政法人国際協力機構（JICA）の法整備支援事業に貢献しています。2024年4月より、森永太郎弁護士（顧問）、入江克典弁護士（パートナー）、上東亘弁護士（パートナー）がアドバイザーに就任し、JICA に対する技術的な助言を行っています。

日本の法整備支援は、政府が策定した「法制度整備支援に関する基本方針」に基づき、いわゆる開発途上国における裁判官、検察官、法務省（司法省）の職員、大学教員、弁護士等の法律に関わる人材の育成を通じて、法の起草・運用を支援し、裁判所などにおける紛争解決機能を強化し、市民社会による司法へのアクセスを改善するものです。JICAは、援助機関として、日本の法務省、最高裁判所、日弁連、大学などと連携したうえで、オールジャパン体制で支援を行っています。現在は、ベトナム、カンボジア、ラオス、インドネシア、スリランカ、ネパール、バングラデシュ、ウズベキスタン、ケニア等の国別の案件のほか、「ビジネスと人権」「司法アクセスの向上」といった課題別の研修を実施しています。

日本の法整備支援の特徴は、支援対象国の主体性を尊重したうえで、自ら考え自ら手を動かしてもらうことを意識して活動し、日本側の考えを押し付けない点にあります（「寄り添い型」の支援と呼ばれることもあります）。このような支援対象国の主体性を重視する支援の手法は、支援対象国の法律家が近い将来自らの手で法を運用・実施し、法を起草・改正し、法理論を醸成し、後進の法律家を育成していくために、その人材を育成する必要があるとの考えに基づくものです。また、日本が明治期においてフランスやドイツなどから、戦後においてアメリカなどから知見を得、試行錯誤しながら独自の法体系を作り上げた経験や、日本の比較法研究の伝統と知見を活かした手法ともなっています。

持続可能な開発目標（SDGs）の17の目標のうち、弁護士や法律事務所にも最も関連が深いのは、公正、平和かつ包摂的な社会を推進することを掲げた目標16です。なかでも、国家及び国際的なレベルでの「法の支配」を促進し、すべての人々に正義へのアクセスを提供することを規定した目標16.3は、JICA の法整備支援が達成を目指すものであるとともに、弁護士法が定める弁護士の社会的使命でもあります。



当事務所は、JICAの法整備支援事業への関与を通じて、国際的な法の支配と正義へのアクセスを促進し、サステナビリティへの貢献を果たしていきます。

担当：森永太郎弁護士（顧問/コンサルタント）、入江克典弁護士（パートナー）、上東亘弁護士（パートナー）

担当者紹介



渥美坂井法律事務所・外国法共同事業
顧問/コンサルタント（第一東京弁護士会）
弁護士
森永 太郎



渥美坂井法律事務所・外国法共同事業
パートナー（東京弁護士会）
ホーチミンオフィス代表
弁護士
入江 克典



渥美坂井法律事務所・外国法共同事業
パートナー（第二東京弁護士会）
弁護士
上東 亘

東京2025デフリンピック～国際的な「きこえない・聞こえにくい人のためのオリンピック」～

当事務所では、第25回夏季デフリンピック競技大会東京2025（以下「東京2025デフリンピック」といいます。）に関する法律助言を行うことで、同大会に貢献しています。具体的には、2024年4月より、イアン・S・スコット外国法事務弁護士（オーストラリア クインズランド州法）（パートナー）、伊藤晴國弁護士（パートナー）及び野邊健太弁護士（パートナー）が中心となり、公益財団法人東京都スポーツ文化事業団に対して法律相談業務として法的助言を提供してまいりました。

デフリンピックとは、国際ろう者スポーツ委員会（ICSD）が主催し、4年に一度、夏季大会と冬季大会が開催される、国際的な「きこえない・聞こえにくい人のためのオリンピック」です。東京2025デフリンピックは、日本における初めてのデフリンピック開催であり、また、1924年にパリで第1回デフリンピックが開催されてから、100周年となる歴史に残る大会です。2025年11月15日から26日にかけての12日間、東京都内、伊豆大島、静岡県、福島県の各会場にて、陸上競技、バドミントン、バレーボール、卓球等21競技が実施されました。

国際スポーツ大会においては、国際統括団体（オリンピックにおけるIOCやデフリンピックにおけるICSD等）との開催契約に始まり、施設管理者との施設利用契約、放映権の設定、スポンサーシップ契約、観客行動規制の整備、選手・コーチとの大会参加契約、エンブレム・マスコット・メダル等の知的財産管理、審判員・スタッフ・ボランティアとの契約や個人情報管理、大会運営日本法人のガバナンスや労務問題等、数多くの法律問題が生じます。東京2025デフリンピックはチケットがなく観客は無料で競技を観戦できる形となっており、オリンピックやサッカーW杯のような商業的なイベントとは若干性質を異にしていますが、上記のような法律問題は同様に生じますので、当事務所では、これらの法律問題すべてについて対応をしております。

また、2025年11月の大会期間中及びその前後においては、当事務所弁護士が、デフリンピックスクエアに設置されていた大会運営本部に常駐し、緊急事態に即座に対応できる体制を整えてサポートに当たった他、各競技会場の見回り・会場での必要な体制の指導を行いました。

加えて、当事務所では、東京2025デフリンピック・トータルサポートメンバーとして、東京2025デフリンピックへの協賛を行いました。同協賛の規模は、Tier 2レベルのものであり、当事務所はスポンサーとしても同大会に貢献しました。

東京2025デフリンピックは大きな注目を集め、同大会を通じてろう者への理解が進むとともに、情報バリアフリーが推進され、また改めてスポーツの素晴らしさが伝えられた大変意義のあるイベントでした。そのような社会的意義のあるイベントに、法的サービスという観点から当事務所として貢献ができたことは、大変誇らしいことと考えております。今後もこのような活動を通じて、サステナビリティへの貢献を果たしてまいります。

担当：イアン・S・スコット外国法事務弁護士（オーストラリア クインズランド州法）（パートナー）、伊藤晴國弁護士（パートナー）、野邊健太弁護士（パートナー）

担当者紹介



渥美坂井法律事務所・外国法共同事業
パートナー（第一東京弁護士会）
弁護士 野邊 健太

学歴／職歴：慶應義塾大学法学部法律学科卒業、慶應義塾大学法科大学院卒業、ISDE (Instituto Superior de Derecho y Economía), Master in International Sports Law 修了。富士通株式会社、ベーカー&マッケンジー法律事務所を経て、2023年より当事務所に参画。株式会社NaLaLys 取締役、国際ボクシング協会 (IBA) BILU Tribunal Secretary。
主な業務分野：コーポレートガバナンス／スポーツ／音楽／スタートアップ・プラクティス／M&A／ジョイント・ベンチャー

トランジション・ファイナンス・ガイドライン：原則、適用範囲及び英国と日本との比較考察

著者：ダニエル・ジャレット（パートナー）、張 宜安（シニア・アソシエイト）

はじめに

トランジション・ファイナンスは、グローバルなネット・ゼロ経済を達成するために不可欠なものと考えられています。しかし、高排出セクターが世界の排出量に大きく寄与しているにもかかわらず、これらのセクターに削減を促すための資金流入は依然として不十分です。このギャップを埋めるため、多くの国や機関（英国や日本を含む。）が、資本を求める企業と資本を提供する金融機関の双方にとって参考ツールとなるガイドラインを導入しています。これらの枠組みは、企業が信頼できるトランジション目標をより明確に示すのに役立つだけでなく、これらの企業が真にかつ効果的にトランジションを進めているかどうかを投資家が評価することも可能にします。

英国ガイドラインの概要

1 背景と適用範囲：

シティ・オブ・ロンドン・コーポレーションと英国政府が共同で設立した英国トランジション・ファイナンス・カウンセルは、自主的なトランジション・ファイナンス・ガイドライン（英国ガイドライン）を策定しています。これらは、活動やプロジェクト・レベルではなく、企業レベルの資金調達に焦点を当て、TPT、ISSB及びパリ協定に整合的な手法等の国際基準に基づいています。

2 英国ガイドラインの構造：

英国ガイドラインは、(1) 信頼性のある野心、(2) 進捗へとつながる行動、(3) 透明性のある説明責任及び (4) 依存関係への対応という4つの中核原則を中心に構成されており、これらは信頼性のあるトランジション・ファイナンスの基盤を定義しています。これらの原則は、(1) 中間目標及び指標、(2) 実施、(3) 財務的実行可能性、(4) エンゲージメント、(5) ガバナンス及び (6) 情報開示という、上記原則が充足されているかどうかを評価するための具体的な証拠となる6つの普遍的要素によって支えられています。これらは総合して、信頼性のあるトランジション・ファイナンスの要件を満たすために必要な基本的な期待水準を定めています。

日本ガイドラインの概要

1 背景と適用範囲：

日本は、パリ協定に対応した日本政府のコミットメントに基づき、「クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針」（日本ガイドライン）を策定しました。同枠組みは原則としてすべての産業に適用されますが、主に、排出量の多いセクターへの「トランジション」ラベルでの投資を促進することを目的としています。日本ガイドラインは、企業レベルとアセットレベルのトランジション・ファイナンスの両方を対象としています。最新の更新では、2023年の ICMA クライメート・ト

ランジション・ファイナンス・ハンドブックの改訂が反映され、適格商品の範囲が拡大され、グリーンボンドやサステナビリティボンド、「トランジション」ラベルの付いた資金用途特定型と資金用途不特定型の両方が含まれるようになりました。

2 日本ガイドラインの構造：

日本ガイドラインは、ICMA ハンドブックに基づき開示が推奨される要素として、(1) 資金調達者のクライメート・トランジション戦略とガバナンス、(2) ビジネスモデルにおける環境面のマテリアリティ、(3) 科学的根拠に基づくクライメート・トランジション戦略と目標、(4) 実施の透明性という4つの中核要素を挙げています。これらの要素を満たすことが、国内外の市場におけるトランジション・ファイナンスの信頼性を支えています。加えて、日本は広範な適用可能性を目指す一方で、移行の道筋（トランジション・パスウェイ）がセクターによって大きく異なることを認識した上で、多排出産業10業種について分野別技術ロードマップを策定しました。これらのロードマップは、パリ協定に整合的な形での戦略を策定する発行体や、その実効性や信頼性を評価する投資家にとって、参考ツールとなります。

英国ガイドラインと日本ガイドラインの比較

1 英国ガイドラインと日本ガイドラインの適用範囲の違い：

英国ガイドラインは、企業レベルの資金調達に焦点を当て、資金用途不特定型資本が信頼できるトランジション戦略を有する企業への支援となるかどうかを評価する枠組みを提供しており、資金用途特定型や活動レベルの資金調達には直接適用されません。対照的に、日本ガイドラインはより広範な適用範囲を採用しており、企業レベルのトランジションの

信頼性だけでなく、特に資金用途特定型構造を通じて資金調達された特定の活動や資産の評価の両方を対象としています。

2 2つの枠組みの非拘束性：

英国ガイドラインも日本ガイドラインも自主的なものであり、資金を求める側と資金を提供する側のいずれにも法的義務を課すものではありません。むしろ、信頼可能なトランジション・ファイナンスの実践を評価する上で、双方を導く助言的枠組みとして機能します。

著者ご紹介



外国法事務弁護士
(連合王国法)

ダニエル・ジャレット
パートナー
(東京弁護士会)



外国弁護士
(台湾・ニューヨーク州)

※但し、外国法事務弁護士の登録はない
張 宜安
シニアアソシエイト
(台北弁護士会、ニューヨーク州弁護士会)

弁護士紹介 01 当事務所のサステナビリティ推進の原動力となっている弁護士2名をご紹介します。

齊藤 千尋 弁護士

オブ・カウンセル
第二東京弁護士会

弁護士会の災害対策委員会等に所属し、被災地支援の経験が豊富な齊藤千尋弁護士は、当事務所のサステナビリティ委員会および翻訳プロボノチーム（T&I チーム）の一員として社会貢献活動を推進しています。2025年は「A&S 被災地出張相談（プロボノ）」を立ち上げました。



原点 — 東日本大震災を経験して

齊藤弁護士の原点は、福島市で経験した東日本大震災にあります。当時は、司法修習生という公的な立場にありながら、まだ法曹資格も経験もなく、地縁のない修習地で原発事故の報道に怯えながら助けを待つしかできなかったことが無念だったそうです。福島県弁護士会の先生方の助力を頂き、修習生仲間と共に東京へ避難した後は、「サバイバースギルト（生存者の罪悪感）」に苦しみながらも、「弁護士になったら被災地のために行動したい」と心に誓いました。

齊藤弁護士が、そのキャリアを岩手県でスタートすることになったのは、「被災地のために」という思いから、被災地に残ることを願ったためです。当時の東北被災三県では、法律事務所も大きな経済的なダメージを受けており、また折からの新人弁護士の就職難もあって募集は少なかったそうですが、幸運なことに、花巻市の早池峰法律事務所にご縁を得ることができました。弁護士になってすぐの2012年1月、所長とともに赴いた岩手県陸前高田市での相談活動では、1年近く経ってもなかなか復興が進まない陸前高田市の現実を目の当たりにし、自身の無力さを痛感したといいます。相談場所として割り当てられたのは仮設のプレハブで、外に出れば津波で流された街の爪痕が色濃く残っている。そんな中、市役所では、津波で流された写真を洗い、きれいに修復する取り組みが続けられていました。齊藤弁護士は、写真を手にした高齢のご夫婦の姿に胸を打たれたそうです。

被災者一人ひとりと向き合う

東日本大震災の被災地では、津波の危険性があっても「家族が亡くなったこの場所から離れたくない」と語る方もいて、被災者に寄り添う支援の難しさも経験しました。

以来、齊藤弁護士は、被災者一人ひとりの状況を丁寧に汲み取り、その時々本当に必要とされる支援を考えながら、地道に活動を続けてきました。

無料相談における法的助言にとどまらず、同じく災害被災者支援に取り組む弁護士、税理士、建築士、社会福祉士など多様な専門家や弁護士会を通じて各地方自治体と協働し、相談に訪れた方の生活再建に必要な支援情報を零さずお伝えするとともに、協力して被災者支援活動を行う実績を積み上げ、将来の災害に備えて信頼関係を築く努力を重ねてきたのです。

さらに、静岡県での台風被災者支援や能登半島地震での電話相談を通じて、「平日は仕事で相談に行けない」という被災者の声を多く受けたことが、「A&S 被災地出張相談」を構想するきっかけとなりました。

「A&S 被災地出張相談」に込めた思い

2025年に新設した「A&S 被災地出張相談」は、被災地で働く人々が平日の職場で生活再建や法律相談を受けられるようにする、新しいアウトリーチ型支援です。

「相談者が来るのを事務所で待つのではなく、弁護士が助言を必要とする人の元に出向く」という発想は、近年その重要性が認識され、少しずつ広がりを見せている考え方です。この理念に共感する多くの弁護士やスタッフの賛同を得て、「A&S 被災地出張相談」は、事務所の正式なプロボノとして制度化されました。さらに、T&I チームとの連携により、外国人従業員など多様な背景をもつ方々にも対応可能な体制を整えています。「災害時こそ、誰もが安心して相談できる環境をつくりたい」という思いのもと、現場の声を大切にしながら、最適な支援の形を模索し続けています。

未来へ

齊藤弁護士は、今でも被災地を訪れるたびに、東日本大震災の際に感じた無力感がよみがえると語ります。だからこそ、被災地支援は一人ではなく「チームとして取り組むこと」に意義があると強く感じています。

「災害大国と言われる我が国では、大災害のリスクは常に身近にあり、災害時の外国語対応のニーズは、今後ますます高まっています。A&S が積み重ねてきた取組の真価が問われるその時に備え、一人では成し得ないことを仲間とともに実践していきたいです。」

齊藤 千尋

【経験】 2013年度～2014年度 法テラス気仙（大船渡市）無料相談担当
2021年5月、2022年7月および2025年3月女性のための相談会相談担当
2022年台風15号浸水被害 静岡市清水区役所相談担当
2024年能登半島地震被災者電話相談担当

【肩書】 第二東京弁護士会 災害対策委員会委員（2021年～）、副委員長（2023年～）
日本弁護士連合会 災害復興支援委員会委員（2021年～）
関東弁護士連合会 災害対策委員会委員（2022年～）

弁護士紹介 02 当事務所のサステナビリティ推進の原動力となっている弁護士2名をご紹介します。

都築 翔 弁護士

パートナー
(第二東京弁護士会)
ALB Asia 40 Under 40
2025に選出



弁護士は、紛争解決や刑事事件のみならず、新たな価値創造にも携わることができる。学生時代に、国際的に活躍する弁護士から学んだこの気づきが、弁護士を目指す大きな契機でした。2025年は、都築弁護士にとって、通常の企業法務に加え、国際協力、教育活動への参加、インパクトファイナンスに関する情報発信など、持続可能な社会に向けた様々な活動を実施した年となりました。

ブータン国データ利活用能力強化プロジェクト・法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラムへの参画

当事務所は、JICAが実施する「ブータン国政府のデジタル技術及びデータ利活用能力強化プロジェクト」において、保健医療データの利活用に関する法規制アドバイザー業務を担っています。同業務では、ブータン政府が進めるデジタルヘルスプラットフォーム構築に関連し、個人情報・保健データの一次利用および二次利用における同意管理、センシティブデータの定義と保護、非識別化・仮名化、データ主体の権利、データ漏洩時の責任分界、クラウド利用および越境データ移転に関する法的論点について、国際的な先行事例を踏まえた助言を行っています。都築弁護士は、当事務所におけるプロジェクトの主要メンバーとして、2度にわたりブータンを訪問し、現地において政府関係者との協議や分科会への参加を通じ、法制度整備に関する具体的な論点整理および省庁間の合意形成を実地で支援しました。

また、都築弁護士は、日本弁護士連合会の推薦を受け、「法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラム」(法務省主催、UNODC協力)に、ファシリテーターとして参加しました。同フォーラムは、2021年の京都 kongress で採択された「京都宣言」を踏まえ、法の支配および法遵守の文化を将来世代に浸透させることを目的として開催され、2025年は法務・司法分野における AI およびデジタル技術の活用と課題を主要テーマに、35か国から79名の学生が議論に参加しました。議論の成果を取りまとめた「勧告」は国連に提出されたところ、都築弁護士は、実務的な視点などを提供しつつ、参加者が自国の課題や経験を共有し、建設的な意見交換が行われるよう役割を果たしました。

法曹と語る会・大学対抗交渉コンペティションでの次世代に向けた発信

都築弁護士は、進路選択に大きな影響を受けた自身の経験を踏まえ、学生に自らの経験や考えを伝える機会を大切にしています。

例えば、同弁護士の出身校では、弁護士・検事・裁判官などの法曹と中学生・高校生が直接対話し、法的思考や進路選択への理解を深めることを目的とした「法曹と語る会」がキャリア教育の一環として開催されています。同行事は、少人数での対話を通じて、生徒が実社会での法律の役割や多様なキャリアの在り方に触れる機会を提供しています。都築弁護士は、従来イメージされがちな「紛争解決を担う弁護士像」とどまらず、企業法務を通じて新たな価値創造に関する役割や、国際案件・国際協力を通じた社会貢献の可能性について話を行い、より広い視野で社会に関わる道があることを紹介しました。

また、都築弁護士は、「大学対抗交渉コンペティション」に、審査員として参加しました。同大会は、国内外の大学生が参加し、英語および日本語での模擬交渉・仲裁を通じて、実践的な交渉力や合意形成能力を競い合う国際的な教育イベントであるところ、都築弁護士は、交渉戦略の構築、論点整理の方法、相手方との合意形成における姿勢などについて、実務経験を踏まえたフィードバックを提供しました。

Tokyo Innovation Base での登壇

サステナブルファイナンスの一類型として、経済的な利益だけでなく、環境・社会・経済へのインパクトも考慮にいれるインパクトファイナンスが注目されています。都築弁護士は、取扱分野の一つであるファイナンスの知見、及びプロトタイプ政策研究所の主任研究員として得た学会・実業会の議論等も踏まえ、情報発信に取り組んでいます。Tokyo Innovation Base で開催された社会課題の解決を志向するスタートアップ、投資家、支援者が集い、インパクト創出と持続可能な成長を両立するビジネスの在り方について議論するコミュニティイベントでは、日本で起業する海外の方やインパクト投資に関心のある機関投資家の担当者に対し、Impact Venture Fund Raising について、現状の日本の規制の問題点や今後あるべき姿についてプレゼンテーションを行いました。

都築弁護士は、今後も引き続き、弁護士としての専門性を活かして、持続可能な社会を支える仕組みづくりや人材育成、また社会課題解決を支えるエコシステムの発展に、少しでも貢献していきたいと考えています。

SusHi Tech Tokyo 2025ブース出展

当事務所は、アジア最大級のスタートアップ・カンファレンス「SusHi Tech Tokyo 2025」にブースを出展しました。(SusHi Tech Tokyo 2025 実行委員会主催、東京ビッグサイトにて2025年5月8~10日開催、official-report_summary_ja.pdf)

「SusHi Tech Tokyo」とは、「**持続可能な都市をハイテクノロジーで実現**」する **Sustainable High-City Tech** (=SusHi Tech) を意味しており、最先端のテクノロジー、多彩なアイデアやデジタルノウハウによって、世界共通の都市課題を克服する「**持続可能な新しい価値**」を生み出す東京発のコンセプトのグローバルカンファレンスです。

世界各国から多数のスタートアップ企業が参加し、最先端の技術を披露するとともに、世界各国からベンチャーキャピタルを含めた投資家や最先端の技術を一見しようと多くの方々が来場され、世界各国の言葉が飛び交う大変活気のあるイベントとなりました。

当事務所は、法律事務所として唯一ブース出展し、国際業務プラクティスグループやスタートアップ支援プラクティスチーム等の弁護士にぐわえ、多くの外国法事務弁護士がブース対応等に参加しました。

法律事務所として唯一のブース出展となったこともあり、世界各国の多くの方々に興味を持っていただきました。ブース来訪者の方々には、当事務所の国内外のスタートアップ支援の状況や当事務所のサステナビリティの取り組みなどをお話するとともに、様々な意見交換を行いました。



執筆物

- ・書籍『**詳説 ビジネスと人権 [第2版]**』（現代人文社）＜共著＞2025年7月
- ・（連載）「**知っておきたいビジネスと人権**」（時事速報シンガポール、マレーシア、ベトナム、タイ、インドネシア、欧州、米国の各版、2024年1月～）
- ・『**Panoramic - Energy Disputes 2025**』（Law Business Research Ltd.）の日本部門担当 2025年3月20日
- ・『**International Comparative Legal Guide - Environment & Climate Change Laws and Regulations 2025**』（Global Legal Group）の日本部門担当 2025年3月27日
- ・「**PFAS 問題と金融機関の関わり方**」金融法務事情 2025年5月10日号 ＜共同執筆＞
- ・書籍『**実例で学ぶ 内部通報実践対応88**』（株式会社清文社）2025年7月

【A&S ニュースレター】

- ・「**ベトナムにおけるカーボンクレジット市場の展望と日系企業への影響**」2025年2月3日
- ・（繁体中文版）「**關於越南再生能源事業之法律注意事項概説 —基於離岸風力發電事業的現行法規**」2025年4月8日
（日本語版）「**ベトナムにおける再生可能エネルギービジネス参入にあたっての法的留意点の概説—洋上風力発電事業の法規制の現状を踏まえて—**」
- ・（繁体中文版）「**日本針對 PFAS 化學物質審査及製造等相關規範**」2025年3月26日
（日本語版）「**日本における PFAS に対する化審法等の規制について**」
- ・（日本語版）「**食用品器具・容器包装のポジティブリスト制度（令和7年6月1日以降）**」2025年5月30日
（英語版）「**Japan's Positive List System for Utensils, Containers, and Packaging Intended for Food Use (Effective from June 1, 2025)**」2025年5月30日
（繁体中文版）「**食用品器具與容器包装之正面表列制度（自2025年6月1日起適用）**」2025年5月30日
（簡体中文版）「**日本食品器具及容器包 的正面清单制度（自2025年6月1日以后施行）**」2025年8月21日

「ビジネスと人権」シリーズ

- ・第10回「**企業サステナビリティ報告指令（Corporate Sustainability Reporting Directive:CSRD）の概要と日本企業への影響**」2025年2月3日
- ・第11回「**ドイツ政府、サプライチェーン・デューディリジェンス法（LkSG）の緩和措置を閣議決定**」2025年12月2日
（2024年以前の記事（第1回～9回）は[こちら](#)から）

セミナー

- ・ International Bar Association 主催 (2025年11月2日 -11月8日開催)
「Climate change - implications to maritime transports」
- ・ LAWASIA 主催 (2025年10月12日開催) 38th LAWASIA Conference 2025
BANKING AND FINANCE - 「Growth and Impact of ESG Finance」
HUMAN TRAFFICKING - 「International Supply Chains: The Impact of Human Trafficking」
- ・ We Are The Impact LLC 主催 (2025年9月20日開催)
「Impact Venture Fundraising」
- ・ アセアン政府間人権委員会(AICHRマレーシア)主催ワークショップ(2025年6月30日開催)「Insights from Japan on the Gender Lens Perspective in Business and Human Rights
～Japan and ASEAN Collaboration in the Field of Business and Human Rights～」(特別講演)
- ・ 一般社団法人全国地方銀行協会主催「第65回ミドルマネージャー養成講座」(2025年10月9日開催)
(テーマ:「職場のコンプライアンス(事例研究)～セクハラ、パワハラ、リモハラ、SOGIハラ、人権DDなど～」)
- ・ パナソニックホールディングス株式会社、社内セミナー(東京):法務部、ソーシャルサステナビリティ部、経営戦略部門の職員対象(2025年9月29日開催)
「EU 競争法とサステナビリティ事業についての企業間協力」
- ・ 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業プロトタイプ政策研究所、北海道大学産学・地域協働推進機構 社会・地域創発本部主催(2025年9月12日開催)
「北海道・札幌のグランドデザインを考える」
- ・ 金融財務研究会主催(2025年3月4日開催)
「再生可能エネルギーと電力系統～系統用蓄電池、自己託送、コーポレートPPA、出力抑制等電力系統に関する最新の政策や論点を分かりやすく解説～」
- ・ 株式会社情報機構主催(2025年4月15日開催)
オンラインセミナー
「米国/連邦法および州法別に捉えるPFAS規制最新動向～日本法におけるPFAS規制も踏まえて～」
- ・ 株式会社R&D支援センター主催(2025年1月20日開催、2025年1月21日～1月31日配信)
オンラインセミナー
「PFAS規制の最新動向:米国連邦法・州法及び日本法の比較と企業対応、訴訟事例」

概要

当事務所は、地球環境の保全は、世界全体が抱える喫緊の課題であると認識しています。

当事務所は、事業活動を行う国や地域における環境保全のためのルールを遵守するとともに、所内におけるサステナビリティに対する意識の向上、推進を図り、資源の使用量削減・省エネルギーや環境への負荷の削減に努めます。当事務所は「サステナビリティ宣言」を公表し、A&Sサステナブル行動規範を定め、リモートワークの実施、紙の利用量の削減、オフィスでの節電、脱プラスチック活動、サステナブル調達等を通じて、環境負荷の低減に取り組んでおります。

また、従来から当事務所は、排出権取引、カーボン・オフセット、3R（Reuse, Recycle, Reduce）等の案件に積極的に取り組んできており、政策形成に向けて経済産業省のGXリーグにも加盟をしております。再生可能エネルギー分野においては、数多くのバイオマス、陸上・洋上風力発電等事業を含む案件に携わるほか、更なる発展に向けて、官庁からの調査業務の受託を含む行政支援等も行っています。加えて、スマートシティ事業やゼロエミッション実現に向け、脱炭素に係る国内外の政策・法制度調査や事業化検討にも意欲的に取り組んでいます。2025年には、深刻化するプラスチック汚染の解決に向けた国際条約の策定に当事務所の弁護士が、出向先官庁にて職員として関与しました。当該条約は、国際社会が「気候変動」や「生物多様性」に続いて「プラスチック汚染」を地球規模の課題として位置づけようとする中、環境ガバナンスにおける新たな転換点となるものです。

さらに、従前から得意としているファイナンスの分野では、サステナブルファイナンスをはじめとして各金融機関の環境保全の取組みをサポートしています。

なお、当事務所は気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）への賛同を表明しており、気候関連の情報開示の促進に向けて意欲的に取り組んでいきます。

当事務所が有するこれらの実績や知見を活かし、環境課題に対して質の高いリーガルサービスを提供し、その解決に貢献していきます。

※環境関連の加盟団体 ⇒ **P7**

※環境関連のセミナー、執筆者 ⇒ **P15-16**

関連外部評価

2025年度 The Legal 500 Asia Pacific（Japan）にて当事務所の丹生谷美穂弁護士（パートナー）が以下の分野において“Leading Individuals”に選ばれました。

- Projects and energy（Hall of Fame）

GX リーグへの参画（省エネ警鐘活動等）

I GX リーグ参画の背景

経産省では、日本がGXを牽引することの重要性とGXリーグを立ち上げる趣旨について、次のとおり説明しています。

我が国が2050年カーボンニュートラル目標を実現し、さらに世界全体のカーボンニュートラル実現にも貢献しながら、そのための対応を成長の機会として捉え、産業競争力を高めていくためには、カーボンニュートラルにいち早く移行するための挑戦を行い、国際ビジネスで勝てるような「企業群」が、自ら以外のステークホルダーも含めた経済社会システム全体の変革（GX:グリーン・トランスフォーメーション）を牽引していくことが重要です。

そのため、GXに積極的に取り組む「企業群」が、官・学・金でGXに向けた挑戦を行うプレイヤーと共に、一体として経済社会システム全体の変革のための議論と新たな市場の創造のための実践を行う場として「GXリーグ」を設立します。

出典：経産省 HP「GX リーグ基本構想」：
<https://www.meti.go.jp/press/2022/04/20220401001/20220401001.html>

GX リーグでは、GX への挑戦を行う企業が、排出量削減に貢献しつつ、外部から正しく評価され成長できる社会（経済と環境及び社会の好循環）を目指し、次の3つの目標を立てている。

- ① 企業が世界に貢献するためのリーダーシップのあり方を示す
- ② GX とイノベーションを両立し、いち早く移行の挑戦・実践をした者が、生活者に選ばれ、適切に「儲ける」構造を作る
- ③ 企業のGX投資が、金融市場、労働市場、市民社会から、応援される仕組みを作る

出典：GX リーグ HP「ABOUT GX LEAGUE」：
<https://gx-league.go.jp/about/>

当事務所も、サステナビリティを推進し、国際社会が目指す持続可能な開発目標（SDGs）の達成及びSDGsを通じた豊かで活力ある未来の実現に貢献することを重要な社会的使命としています。

その表れとして当事務所ではサステナビリティ委員会を設置し、サステナビリティ重要課題の特定、取組方針等について、クライアントを含む当事務所のステークホルダー、環境、社会への貢献や影響などを考慮しながら討議し、当事務所のサステナビリティを推進しています。

官・学・金でGXに向けた挑戦を行うGXリーグは、多くの企業が参画を表明し、また注目を集めているところ、同リーグの理念は、環境課題の解決へ向けた取組みを実践している

当事務所とも親和性が高く、GXリーグ参画企業とGXの討議を深めることで、より一層洗練された環境負荷の低減に取り組んでいます。

なお、当事務所では、GXリーグに加えて、持続可能な脱炭素社会の実現には産業界が健全な危機感を持ち、積極的な行動を開始すべきであるという認識の下に結成された日本気候リーダーズ・パートナーシップ（JCLP）にも参加しており、官民協働の場面及び民間でのイニシアティブの双方に参加し、法律事務所としても責任を持った取組みを推進しています。

II 当事務所での実施内容

- GXリーグが、「市場ルール形成の場」の取組みとして実施している「GX人材市場創造WG」（プロフェッショナル人材タイプの整理、算定・削減計画の2つをレベル1-4まで設計、リテラシー習得のための学習項目の整理、リテラシーレベル（1）に必要な習得内容の定義などを議論するWG）に落合弁護士及び平山弁護士がメンバーとして参加しております。
- GXリーグが実施している「適格カーボン・クレジットWG」に、落合弁護士がメンバーとして参加しています。
- GXリーグ参加を踏まえ、当事務所のトランジション戦略を策定し、公表しています。
- GXリーグ参加を踏まえ、毎年、当事務所の温室効果ガスの排出量を算定し、報告しております。

気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）への賛同表明

当事務所は、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）への賛同を表明するとともに、TCFD コンソーシアムに参加しています。TCFD コンソーシアムの活動に協力し、気候関連の情報開示の促進に向けて取り組んでいます。

事務所の環境負荷の低減

01 A&S サステナブル行動規範

当事務所は、日本及び国際社会の持続可能性に貢献することを目的として「サステナビリティ宣言」を公表するとともに、A&Sサステナブル行動規範を定め、事業活動における環境負荷の低減に取り組んでいます。2025年は、社会動向や所内の実践を踏まえ、同規範を改訂しました。改訂にあたっては、全所員を対象としたアンケート調査を実施し、寄せられた意見をもとにサステナビリティ委員会で議論を重ね、内容の充実を図りました。サステナブル調達に関する方針を拡充したほか、所員一人ひとりが相互に啓発し合う点や、各部署が主体的に取り組みを推進することを明確化し、サステナビリティ推進の所内浸透に努めています。

02 省エネ、気候変動対策

当事務所は、気候変動対策を重要な課題と位置づけ、照明・空調の使用量削減、省エネ機器の選択、リモートワークやオンライン会議の活用等の省エネルギー活動に年間を通じて取り組んでいます。消費エネルギーのモニタリング、温室効果ガス（GHG）排出量の算定を行い、GX リーグ等に削減目標とともに実績を報告しています。2025年は前年度に実施した気候変動リスク調査及び全所員を対象とした脱炭素に関するニーズ・意識調査の結果を踏まえ、省エネ、気候変動対策を推進しました。具体的には、所内アンケートを実施した上で「A&S サステナブル行動規範」を拡充するとともに所内通信

を通じて温室効果ガス（GHG）削減目標及び実際の排出量を共有し、所員一人ひとりの行動変容を促すことで、省エネ行動の定着を図りました。

03 紙資源節減、廃棄物削減とリサイクル

当事務所は、印刷物やオフィス用品の一部に環境配慮素材を採用しています。また、リモートワークの実施やペーパーレス化等による紙の使用量削減、廃棄物の削減や分別等リサイクル対策にも積極的に取り組んでいます。調達の際には可能な範囲でリサイクル率の高い素材の商品を選択し、サーキュラーエコノミーへの移行に貢献します。

04 脱プラスチック対応

当事務所は、使い捨てプラスチックの使用廃止を目指し、脱プラスチックに向けた取り組みを進めています。2024年には脱プラスチックをテーマとした勉強会を実施し、会議室・応接室におけるペットボトルの提供中止にも積極的に取り組んでいます。また、所員には当事務所のロゴ入りのマイバッグを配布している他、所内通信を通じてマイバッグやマイボトルの利用を推奨する等、事務所全体で脱プラスチック活動を推進しています。2025年は、ウォーターサーバーを新設し、マイボトルやマイカップの利用を促進する等、脱プラスチックの取り組みを加速させました。

05 生物多様性の保全

啓発：当事務所は水利用や食生活が生物多様性に密接に関係する点を認識し、節水、環境負荷の低い農法による食材の利用、地産地消、フードロス削減等、日常生活における具体的な行動を所内に促しています。

実践：2025年はサステナビリティをテーマとした所内交流会を実施し、環境負荷の低い方法で生産された食品や資材を提供し、それぞれどのような環境負荷低減に貢献するか、また、具体的な調達方法等を所内に発信し、所員が各自で利用できるよう推進しました。

06 サステナブル調達

当事務所はA&Sサステナブル行動規範に基づき、調達に際しては、環境負荷の低い製品やサーキュラーエコノミーの実現に資するものを優先的に選択しています。また、環境面にとどまらず、地域経済の発展へ貢献するという観点から、地域企業や中小企業からの調達にも配慮しています。2025年には、サステナビリティをテーマとした所内交流会を開催し、チーフ・サステナビリティ・オフィサーからの呼びかけに加え、交流会で提供した飲食物や使用した備品、各テーブルでの情報発信等を通じてサステナブル調達への理解を深めました。さらに、サステナブル行動規範に調達に関する配慮事項を追記し、実践と啓発の両面からサステナブル調達の推進に取り組んでいます。

法律事務所の専門性を活かして地域・社会の発展を支える

基本的な人権の擁護と社会正義の実現は、弁護士使命であり、社会の持続可能な発展において、法律は必要不可欠な基盤です。当事務所は、法律事務所としての専門性を活かし、政策形成への貢献、プロボノ活動、地域課題の解決支援、企業活動における人権課題への対応、ならびに多様な人材が安心して働ける環境づくりを通じて、地域・社会の持続的な発展に寄与してまいります。

プロトタイプ政策研究所

当事務所が設立したプロトタイプ政策研究所では、新たな政策と実務の架け橋を作るとともに、研究成果や提言の発信に取り組んでいます。(詳細 ⇒ [P23](#))

プロボノ

2023年、当事務所は在日外国人の方が法的サービスを受けられるよう支援するプロボノ翻訳(T&I)チームを設立しました。2024年の能登半島地震及び2025年9月の豪雨発生時には、災害関連情報を翻訳して発信しました。さらに2025年には、「A&S被災地出張相談」を新設し、被災地支援の取り組みを拡充するとともに、国際NGO等への法的助言も提供しています。(詳細 ⇒ [P24~25](#))

地域の発展

当事務所は、従来から地方創生・地域活性化を21世紀における我が国の重要な課題と捉え、多様な方面から支援してまいりました。

金融分野では、地域金融機関を中心とした地元経済の活性化、事業譲渡等のM&A、地域のプロジェクト、中小企業のサポート等に取り組んでまいりました。これまでの蓄積により、多くのノウハウや幅広いネットワークを築いており、これからも日本経済を支える地域企業の健全な発展と地域課題の解決に注力してまいります。

PPP(官民連携)の分野では、国や地方自治体と民間事業者が長期にわたって一緒に取り組むプロジェクトを支援しています。交通、上下水道、エネルギー等の地域インフラのほか、スポーツ施設、文化教育施設、イベント施設等を核とした地域のまちづくり、都市の再開発とエリアマネジメントなど、幅広い領域に実績を有しています。

福岡や大阪の提携オフィスは、地域のネットワークを活かし、地元密着型のサポートにより、地域経済の活性化に寄与しています。地元企業の支援、地域への企業の進出や投資、開発案件、地域企業と海外の取引等を手掛けるとともに、産学連携や、地域発の新たなビジネスの育成にも、積極的に取り組んでいます。

また、2025年には、**文化・観光・まちづくりプラクティスチーム**を新たに設立しました。まちづくりの、ファイナンス、ガバナンス、知的財産、さらには制度や規制など、多様な課題が複雑に絡み合い、行政や民間の単独対応のみでは解決が難しい領域において、文化庁・観光庁・国交省・環境省・自

治体と連携した領域横断的な取組みを行っています。現地に足を運び、当事者とともに課題に向き合い、制度設計から実務支援まで長期にわたって伴走することで、地域の想いに寄り添える力となることを目指しております。

人権の尊重

ビジネスと人権

弁護士法第1条は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することが弁護士の使命であると規定しています。

当事務所は、その使命の実現のために必要不可欠なプロボノ活動、弁護士会活動、国選弁護士活動、大学又は大学院における法律科目の講義、司法修習生の指導、公的機関での検討会合への参加などの公益活動を、当事務所自身の本質的な使命として位置づけ、これを積極的に実践し、推進しています。

昨今、国連のイニシアティブにより、「ビジネスと人権」という概念が世界的に浸透し、企業に対する人権尊重を求める動きが強まってきました。

日本では、メディア・エンターテインメント業界での性加害問題に端を発し、テレビ局や芸能事務所などで人権対応に追われています。また、アニメーターの低賃金・長時間労働が国際的に批判されています。さらに、AIの人権侵害リスクに応じた規制の強化について議論が活発化しています。

日本政府は、国別行動計画（National Action Plan: NAP）を策定したうえ「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」などの基準を設定し、企業に対し、人権方針を策定し、人権デューデリジェンスを実施し、人権侵害に対する救済手段を確保することを求めています。一方、国連人権理事会の「ビジネスと人権作業部会」は、日本政府によるNAP策定やガイドライン発行を評価したうえで、経済界がバリューチェーン全体にわたる人権デューデリジェンスを理解し実施する能力には課題が残っていると指摘しています。

欧州連合（EU）では、2024年7月に施行された「企業持続可能性デューデリジェンス指令（CSDDD）」を受け、加盟国の国内法の整備が期待される一方、CSDDDの要件緩和や適用範囲の見直しが審議されています。日本企業は、EU域内の自社拠点のみならず、EU域内の事業活動を行う国や取引先の国の法制化について注視する必要があります。

当事務所は、企業における人権尊重に向けた取組みの強化を促進するため、定期的に「ビジネスと人権」に関するニュースレターを発行し、日本、英国、米国、EUなど各国における人権尊重を巡る法整備や執行の状況についてアップデートするとともに、企業が実施すべき人権尊重のための具体的な施策について解説しています。

また、2025年の当事務所の活動として、新たに創設したビジネスと人権チームにおいて、人権方針の策定支援、人権デューデリジェンス、社内研修の実施といったサービスラインを整備しています。大野恒太郎弁護士（顧問/コンサルタント）は、クアラルンプールで開催された「アセアン政府間人権委員会（AICHR マレーシア）ワークショップ」（2025年6月）で、「Insights from Japan on the Gender Lens Perspective in Business and Human Rights~Japan and ASEAN Collaboration in the Field of Business and Human Rights~」との表題で特別講演を行いました。入江克典弁護士（パートナー）は、日本弁護士連合会国際人権問題委員会ビジネスと人権部会において幹事を務めるとともに、『詳説ビジネスと人権 [第2版]』（現代人文社、2025年7月）の執筆を一部担当しました。また、『時事速報』でビジネスと人権についての発信を継続的に行っています（「知っておきたいビジネスと人権」時事通信社、2024年1月～）。加えて、「38th LAWASIA Conference 2025」（2025年10

月）における「HUMAN TRAFFICKING - International Supply Chains: The Impact of Human Trafficking」のセッションにおいてパネリストとして登壇しました。加地弘典弁護士（オブ・カウンセル）は、一般社団法人全国地方銀行協会主催の「第65回ミドルマネージャー養成講座」に登壇し（2025年10月）、地方銀行においても関心の高まっているビジネスと人権に関する講演を行いました。

当事務所は、以上のような活動を通じて、ビジネスと人権の理念が社会に浸透するよう寄与していきます。

人権の尊重

英国2015年現代奴隷法への対応

①背景

英国2015年現代奴隷法（以下「現代奴隷法」といいます。）では、財務要件を充足し、かつ英国において事業を行っている外国の会社及びその子会社について、事業年度ごとに奴隷及び人身取引に関する声明を作成・公表することが義務付けられています。

渥美坂井法律事務所弁護士法人も、ロンドンオフィスを通じて英国においてリーガルサービスを提供していることから、2024年12月31日までの事業年度に関して、2025年6月、現代奴隷法の要請に対応した「奴隷及び人身取引の防止に関する声明」を当事務所 HP にて発信しました。この声明は、渥美坂井法律事務所弁護士法人及びそのグループ（以下「A&S」といいます。）の事業及びサプライチェーンのいかなる部分においても奴隷及び人身取引が行われていないことを確保するために、A&S が講じている措置について開示したものです。

A&Sの事業は、厳格に規制された業界における常勤の弁護士・外国法事務弁護士からなる、クライアント重視のプロフェッショナルサービス業です。そのため、A&Sの事業又は直接のサプライチェーン内で奴隷又は人身取引が発生するリスクは低いものと考えています。実際に、A&Sのサプライチェーンにおいては、現時点で奴隷又は人身取引が疑われるいかなる事象も確認されていません。

他方で、A&Sは、自身が事業を展開し、商品又はサービスを調達する法域において、奴隷及び人身取引が存在する可能性があることを認識しています。そこで、A&Sでは、その事業、サプライチェーン又はその他関

連活動において奴隷及び人身取引が存在しないことを確保するため、適切な措置を積極的に講じています。

②当事務所での実施内容

- 「渥美坂井法律事務所弁護士法人 倫理及び行動規程」や「奴隷及び人身取引の防止に関する基本方針」をはじめとする所内規程等を整備しています。これらの規程等には、現代奴隷が犯罪であり基本的人権の侵害であることが明記されているほか、尊重、公平性、信頼、支援及び透明性に基づく労働環境を確保するための人事ポリシー、通報制度及び苦情処理手続、贈収賄防止及びマネー・ローンダリング防止ポリシーといった内容も含まれています。
- サプライチェーン・コンプライアンス体制の構築にも取り組んでいます。
 - － サプライチェーンに関わる者及び契約者のすべてがA&Sの価値観を遵守することを確保するため、「渥美坂井法律事務所弁護士法人 サプライヤーポリシー」を整備し、サプライヤーに対してその遵守を求めています。
 - － サプライチェーンにおける潜在的なリスク領域の特定及び評価、リスク領域の監視等を履践すべく、A&Sの直接のサプライヤーを対象にアンケートを実施する等の調査を行っています。
 - － A&Sのサプライチェーン及び事業における奴隷及び人身取引のリスクに関して高い水準での理解を確保するため、所属するすべての弁護士・外国弁護士及びスタッフに対し、現代奴隷法に関する年次の研修を実施しています。

プロトタイプ政策研究所



当事務所が設立したプロトタイプ政策研究所では、新たな政策と実務の架け橋を作るとともに、研究成果や提言の発信に取り組んでいます。

当研究所は、当事務所の落合孝文弁護士（パートナー）を所長とし、様々な企業・団体・公的機関等における経験を有する有識者の方々及び当事務所に所属する弁護士が参画しています。政策・制度・実務に関して、ユーザー側の視点を踏まえて、公的機関・民間の双方が取り組めていない我が国の政策と実務の架け橋を作ること及び検討課題とされるべき研究成果や提言の発信を行うことを目的とする研究所です。

2025年においては、内閣府規制改革推進会議第23回本会議（2025年5月28日）において、「規制改革における EBPM の促進に向けたメモ」を内閣府規制改革推進会議の委員として所長の落合孝文弁護士がプロトタイプ政策研究所のメンバーである瀧俊雄氏らと共同提出しております。本メモは、人口減少、貿易戦争、カーボンニュートラルなど目まぐるしく社会環境が変わり、供給制約が生じる社会において、日進月歩で進化する AI など情報技術等の新技術の進展を最大限活かすための規制・制度を整備するためには、リスク、ベネフィットを適切に把握し、環境変化に応じて規制・制度のゴール設定を見直し続けることが必要となるという意図から提出したものです。また、内閣府規制改革推進会議第3回健康・医療・介護ワーキング・グループ（2025年3月31日）においても「医療等データの利活用法制等の整備について（意見）」を所長の落合孝文弁護士が他の委員と共同提出するなど、政策形成に関するハイレベルな会議を含む様々な場面で議論を展開いたしました。

当事務所は、こうした研究所における政策提言活動の成果を高く評価され、Financial Times 主催の FT Innovative Lawyers Asia-Pacific Awards 2025において Innovative Lawyers in Digital Regulation を受賞した他、弁護士ドットコム主催の BUSINESS LAWYERS AWARD 2025において、所長の落合孝文弁護士が「スタートアップ支援」部門を受賞しました。BUSINESS LAWYERS AWARD 2025審査委員の大野顕司氏からは「多様な分野・バックグラウンドの最前線のプレイヤーたちを集めたプロトタイプ政策研究所の取り組みは非常に興味深く、業界団体や政府も取り組みきれていない中長期的な視点から、ルールメイキングに取り組むことで、スタートアップ支援の流れを生み出しています。AI やブロックチェーンなど、最新の分野を幅広くカバーしている点も特徴的です。（一部抜粋）」ともコメントを頂戴し、研究所の活動を評価いただきました。

プロトタイプ政策研究所の研究会メンバーである小泉誠氏が座長を務め、所長の落合孝文弁護士、主任研究員の平山達大弁護士（アソシエイト）がメンバーとして関与する GX 人材市場創造 WG において、2025年5月に、「GX スキル標準 Ver2.0」を公表しました。2024年度に発表された GX スキル標準をアップデートする形で公表されている「GX 推進スキル標準（GXSS-P）Ver2.0」では、人材類型として「GX アナリスト」「GX プロジェクトマネジャー」「GX ストラテジスト」「GX コミュニケーター」「GX インベンター」を定義した上で、GX インベンターを除く4類型において、11のロールを記載しています。

※ GX リーグの詳細 → [P.18](#)

プロボノ

当事務所は、弁護士法第1条に掲げられた「基本的人権の擁護」と「社会正義の実現」という使命のもと、弁護士会、官公庁、教育機関等における従来の公益活動に加え、新たな社会課題や社会からの要請に応えるプロボノ活動を積極的に推進しています。各弁護士が有する専門性や多言語スキルを最大限に生かし、支援を必要とする方々に直接届く実効性の高い取り組みを目指しています。当事務所は、こうしたプロボノ活動が公正かつ持続可能な形で発展するよう体制整備を進めるとともに、社会から寄せられる信頼に真摯に応えてまいります。

01 翻訳プロボノ活動（プロボノT&I (Translation and Interpretation) チーム）

設立経緯・目的

翻訳プロボノ活動（プロボノ T&I (Translation and Interpretation) チーム）は、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業に所属する弁護士およびスタッフが参画し、法律相談での通訳や法律相談の広報活動を多言語に翻訳し発信する等、言語の壁を越えて、法的サービスを提供する方とサービスを必要としている方との懸け橋になることを目的とする活動です。

弁護士会等が様々な法律相談の場を提供しておりますが、日本で暮らす外国語を母語とされる方においては、言語の壁により、法律相談を受けることだけでなく、そもそも法律相談窓口があることの情報を知ることが困難である場合も少なくありません。そこで、法律相談それ自体だけでなく広報活動の段階から協力していくことで、外国語を母語とされる

方が法的サービスを受けることを支援することを目的としています。

活動方針

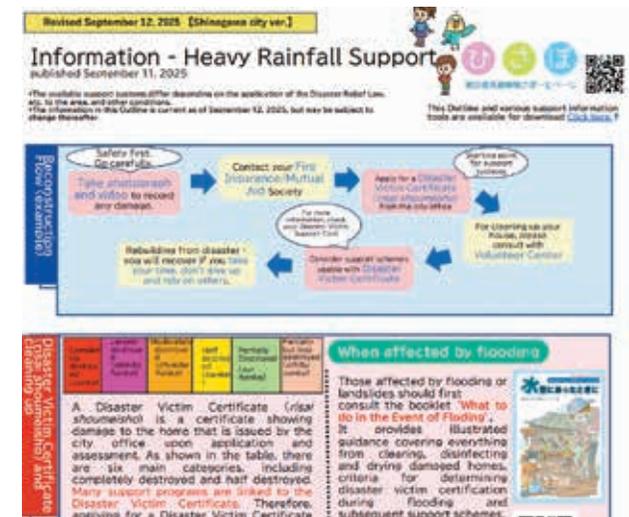
当事務所の翻訳プロボノ活動としては、弁護士会等が無料相談会等を実施する際の支援があります。こうした相談会の実施においては、広報と相談実施の各段階において多言語で発信・対応することが必ずしも容易ではなく、すべての人々に法的サービスを行き渡らせるためには、支援を必要とされている外国人の方々に、必要とされる言語で情報が届けられる必要があります。当事務所は、このような場面において広報活動での翻訳支援や相談会の場での通訳を支援することを目指しています。

また、災害時の翻訳活動も当事務所の翻訳プロボノ活動の一つです。外国人被災者に対する相談窓口では、災害に関する情報でかつ法的トピックという専門性の高い情報を、必要とされる言語で提供する必要があります。他方、通訳の専門家の支援を得た情報発信を行うことが困難な事態も起こり得ます。そこで、多言語で法律サービスを提供してきた当事務所が、相談窓口等についての多言語情報発信と、被災地への法律相談の翻訳サービスの提供を通じて、被災地で必要とされる情報の伝達を支援することを目指しています。

活動内容

令和7年9月11日豪雨 支援情報 瓦版の翻訳

2025年に行った翻訳プロボノ活動としては、令和7年9月に発行された、豪雨 支援情報 瓦版の翻訳です。再建までの流れ、罹災証明書、支援制度などを翻訳し、英語で発信しております。被災された外国人の方が、生活を再建するために



令和7年9月11日豪雨 支援情報 瓦版の翻訳

のように行政・法律のサポートを受けられ、またその段階に応じてやるべきことを分かりやすく解説しています。

今後の展望

設立当初から掲げていた、法律相談での通訳や法律相談の広報活動を多言語に翻訳し発信することを目指し、基盤作りを行う予定です。活動の宣伝、依頼の方法、通訳者・翻訳者の選定、窓口の設置など、現在話し合いの場を設け検討中です。

02 A&S 被災地出張相談（プロボノ）新設

近年相次ぐ自然災害を受け、2025年、当事務所は被災地に弁護士を派遣し、生活再建に関する情報提供や法的助言を行うプロボノ活動「A&S被災地出張相談」を立ち上げました。クライアント企業の被災地の事業所、営業所、工場、支店等において、被災された従業員の方々を対象とした出張相談を実施します。状況に応じてオンラインや多言語でのご相談にも対応可能です。想定している相談内容は、被災者支援制度の活用、災害を契機とした債務整理、近隣トラブルなど多岐にわたります。

被災者の実情を踏まえた支援体制の構築

被災地支援の経験が豊富な齊藤千尋弁護士（オブ・カウンセル）は、これまでの活動を通じて「市役所等で開催される週末の相談会は混雑していて参加が難しい」「週末は自宅の片付けに充てたい」「平日に職場の一角で相談できれば」といった被災者の切実な声に接してきました。こうした声を受け、より身近で利用しやすい相談の場を提供できればと本企画を立ち上げました。

災害時における迅速かつ多様なニーズへの対応を目指して

災害時に迅速かつ多様なニーズに対応できるよう、支援体制を整備しております。本企画には東京に加え大阪の提携オフィスの弁護士も参画し、地域を越えた迅速かつ被災者に寄り添った支援を目指しています。当事務所のプロボノ T&I チームと連携し、多言語・多文化環境にも対応可能です。

主な相談担当：齊藤千尋弁護士（オブ・カウンセル）

※齊藤千尋弁護士のご紹介 ⇒ [P12](#)

03 国際 NGO に対するプロボノ

Global Nonprofits Guide への税務法制レビュー

当事務所は、国際的な非営利団体である Global Nonprofits Guide に対し、各国の非営利法人に適用される税制や優遇措置に関するレビューをプロボノで提供しました。

担当：宮塚久弁護士（パートナー）

Merchants of Peace Foundation への助言

当事務所は、国際的な非営利団体である Merchants of Peace Foundation（マーチャントズ・オブ・ピース財団）に対し、非営利団体等に関する日本の課税制度等に関する助言をプロボノで提供しました。

担当：手塚崇史弁護士（パートナー）

ジェンダー平等や国際性を尊重し、働きやすい職場環境を実現

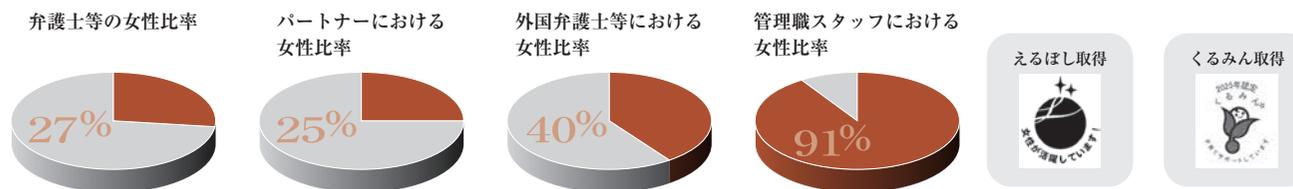
事務所の取り組み

産前産後休業・育児休業及びベビーシッター補助等を含むその後の職場復帰におけるサポート体制やセクシャル・ハラスメント及びパワー・ハラスメント防止のための基本方針を早期に確立しており、性別や性的指向・性自認を意識せず、安心して働ける健全な職場環境を形成しています。

また、所外開催のセクシャル・ハラスメント及びパワー・ハラスメント防止に関する講習にも当事務所の弁護士が講師として参加するなど、社会の公正・公平な職場環境の育成に貢献しています。

当事務所では、創業間もない頃より、継続的に、多くの女性弁護士・スタッフ等が活躍しています。ニューヨーク提携オフィスの代表パートナーは女性であり、また、各プラクティスグループにおいても女性弁護士がマネージャーを務めて活動を牽引しています。

当事務所のパートナーにおける女性比率は25%、外国弁護士等における女性比率は40%、管理職スタッフにおける女性比率は91%です。(2025年12月31日現在)



- ・パートナーにおける外国法事務弁護士比率：12%
- ・全弁護士等における外国弁護士等比率：11%

関連受賞歴

- ・ Chambers Global 2019, 2020, 2021, 2022, 2023, 2024 & 2025 Leading Firm - International & Cross-Border Capabilities
- ・ ALB Employer of Choice (弁護士やスタッフが最も働きたい法律事務所) に国内で最多の10回にわたり選出
- ・ FT Innovative Lawyers Asia-Pacific Award 2025 - Innovative Lawyers in Digital Regulation
- ・ Global Investigations Review (GIR) - Women in Investigations 2025 (土居文代弁護士が、ホワイトカラー犯罪や調査のフィールドで活躍する女性100名の一人に選出)
- ・ ALB Asia's Top 15 Female Lawyers (丹生谷美穂弁護士 (2021)、鈴木由里弁護士 (2022)、由布節子弁護士 (2024)、笠原智恵弁護士 (2025) が日本から唯一の弁護士として15名の一人に選出)
- ・ ALB Asia Top Innovative Law Firms 2023 (15の法律事務所の一つに選出)
- ・ Asian Legal Business (ALB) Japan D&I List 2022 (日本の10の法律事務所の一つに選出)
- ・ IFLR1000 Women Leaders 2022 (丹生谷美穂弁護士が日本部門において8名の一人に選出)
- ・ ALB Japan Law Awards 2021 "Managing Partner of the Year" (渥美博夫弁護士)
- ・ ALB Japan Law Awards 2021 "Foreign Lawyer of the Year" (イアン・S・スコット外国法事務弁護士 (オーストラリア クインズランド州法))
- ・ ALB Japan Law Awards 2018, 2019 & 2020 "Overseas Practice Law Firm of the Year"
- ・ ALB Japan Law Awards 2017 "Woman Lawyer of the Year" (由布節子弁護士)
- ・ 第二東京弁護士会 第一回ファミリー・フレンドリー・アワード

ジェンダー平等や国際性を尊重し、働きやすい職場環境を実現

多様な働き方を支える所内制度

弁護士

一人ひとりのライフステージに合わせた柔軟な働き方を尊重・奨励しています。

遠隔操作システムやオンライン会議システムの活用等により、快適なテレワーク環境を整備しているほか、フレียดレス勤務も採用しています。

弁護士は業務委託のため従業員とは異なる制度体系下にありますが、弁護士の傷病時や産前産後期間及び育児期間中、家族等の介護期間中においても柔軟な働き方を可能にする支援体制や、金銭的サポートを提供する制度が整っています。

また、若手アソシエイトについては、新人の育成プログラムのほか、3年目までのジュニア層を対象とした定期インタビューを通して業務状況の理解やキャリア支援を促進するメンター制度があります。

スタッフ

当事務所は、スタッフの多様なライフステージに対応するため、ダイバーシティを尊重した各種制度を導入しています。

(1) 柔軟な私傷病特別休暇（シックリーフ）

背景：育児介護休業法による看護休暇・介護休暇は既に取りましたが、無給であったため、より取得しやすいよう私傷病特別休暇（シックリーフ）及び私傷病特別休暇制度で家族の

看護・介護での申請も可能にしました。

制度内容：この休暇は全スタッフに付与され、要件を満たせば試用期間中も利用可能です。学生アルバイト等、一部対象外の方はありますが既存の看護休暇・介護休暇のように、「小学校4年生の始期に達するまでの子を養育」などの制限はなく、従来と比べて多様なスタッフのニーズに応えられる制度となっております。

(2) その他の多様な働き方を支える制度

私傷病休職：業務外の傷病による休職の場合、休職開始を命ぜられた日から起算し2か月間を有給としています。

介護休業の給与等の取扱：家族の介護で介護休業を取得する場合、介護休業開始日から起算し40日間を有給とすることができます。

(3) マネージャーとの1on1ミーティング

背景：テレワークが進み、周りの方の様子が分かりづらくなったことから導入しました。

実施内容：毎月1回、マネージャーとスタッフが1対1でオンライン面談を実施します。目的は、相互理解や心身の健康状態の確認、業務課題の共有、解決、モチベーション向上やキャリア支援、目標設定の進捗確認、業務方針の伝達など多岐にわたり、ハラスメント防止や内部通報の役割も果たします。

(4) 不妊治療休暇・出産・育児関連制度

当事務所は、不妊治療と業務の両立を支援するため独自の休暇制度を導入しております。出産、育児においては、時短勤務やテレワーク、育児休業等の制度を設けて仕事と生活の調

和を図っています。

(5) 一般事業主行動計画（次世代育成支援・女性活躍推進）

当事務所は、次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づき、所属スタッフ全員が仕事と生活の調和を図り安心して就業できるよう、次のように行動計画を策定しています。

計画期間：2024年7月1日～2029年6月30日（5年間）

次世代育成支援

目標：短日・短時間勤務正社員制度など、多様な働き方を導入する

取組：2024年7月～制度内容の検討、2025年4月～規程改訂・周知

女性活躍推進

目標1：管理部門でノー残業デーを実施し、実施率75%を目指す

目標2：育休復帰支援として、希望者に休業中からメンター面談を実施

目標3：継続就業を支える研修制度を見直し・拡充する

取組：2024年7月～目標1及び2について継続実施中
2024年7月～研修留学援助制度の見直し

(6) くるみん認定－仕事と育児の両立支援

当事務所は、2022年7月1日から2024年6月30日までの一般事業主行動計画について、次世代育成支援対策推進法に基づく基準に適合し、2025年9月26日付で「くるみん」認定を受けました。

ウェルネス

次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定した企業のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業は、申請を行うことによって「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定（くるみん認定）を受けることができます。

参考：

厚生労働省 HP 「次世代育成支援対策推進法」：

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11367.html

厚生労働省 HP 「不妊治療と仕事との両立のために」：

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14408.html

(7) スタッフ向けの無料法律相談窓口

当事務所では、スタッフが安心して働き続けられるよう、福利厚生のひとつとして、スタッフを対象とした無料の法律相談窓口を所内に設置しています。

本窓口では、相談の内容に応じて所内で適任な弁護士を選定し、当該選定された弁護士において簡単な見立てをお伝えする、対処方法についてアドバイスする等の初期的な対応を実施しています。

当事務所はスタッフおよび弁護士（注）に対して等しく、心身の健康を支えるウェルビーイングの向上に取り組んでいます。

- 内科・精神科・心療内科を専門とする産業医3名と契約しており、希望に応じて対面またはオンラインで相談することが可能です。加えて、常勤保健師による日常的な健康相談にも対応しています。
- 弁護士・スタッフともに労働安全衛生法に基づく健康診断を実施しており、35歳以上の方には人間ドックを事務所負担で提供しています。受診後に有所見が認められた場合には、産業医による面談や受診勧奨など、個別のフォローアップも行っています。
- 厚生労働省が推奨する科学的根拠に基づいたがん検診を、定期健康診断や人間ドックと同時に事務所負担で受診することを推奨しています。また、がんに関するリテラシー向上を目的として、厚生労働省主導の「がん対策推進企業アクション」に参画し、社内 SNS を通じて情報発信を行っています。
- 労働安全衛生法に基づくストレスチェックを弁護士も対象として毎年実施しており、自身のストレスへの気づきを促すとともに、高ストレス者には産業医や外部相談窓口の利用を推奨するなど、個別支援を行っています。また、職種ごとの集団分析を通じて職場環境の改善にも取り組んでいます。
- 疾病やケガ、障がいを抱える方への就業上の配慮については、産業医、保健師、人事スタッフが連携し、必要な支援を提供しています。傷病による休職者に対しても、復職支援プログラムに基づき、対応しています。
- 在宅勤務者を含めたヘルスリテラシー向上のため、オンラインでのヘルスセミナーの開催や、社内SNS、健康管理システムを活用した健康情報の定期配信を行っています。

(注) スタッフは労働契約、弁護士は業務委託契約に基づく勤務体系です

サステナビリティの推進体制

推進体制

当事務所は、2023年1月よりマネジメント直轄の組織としてサステナビリティ委員会を設置しています。サステナビリティ委員会は、チーフ・サステナビリティ・オフィサー (CSO) を委員長とし、多様な経験を有する7名の弁護士及び外国法事務弁護士等で構成されています。

サステナビリティ重要課題 (マテリアリティ) の特定、取組方針等について、クライアントを含む当事務所のステークホルダー、環境、社会への貢献や影響などを考慮しながら討議し、関連部署と連携して当事務所のサステナビリティを推進しています。

所内浸透のための取り組み

当事務所では、全所員を対象にサステナビリティに関する意識向上と行動変容を促す取り組みを進め、一人ひとりのエンパワーメントに注力しています。コンプライアンス、情報セキュリティ、労働安全衛生等に関する各種研修を実施し、サステナビリティに特化した所内報「A&Sサステナ通信」や、所内SNS、メール等を通じてサステナビリティに関する情報発信を継続しています。2025年には計13回の情報発信を行いました。さらに、個々の知見を高め分野横断的な視点を育む所内勉強会の開催や、所内行事におけるサステナビリティコンテンツの導入等、環境・社会・ガバナンスに関するテーマを横断した多角的な取り組みを継続しています。これらを通じて、所員一人ひとりがサステナビリティを自らの課題として捉え、主体的に実践する組織文化を醸成してまいります。

所内勉強会

当事務所は、個々の知見を高め、分野横断的な視点を育むことを目的として所内勉強会を開催しています。

2025年5月22日、「米国におけるPFAS最新規制、実際の訴訟事例を踏まえた事業展開におけるPFAS規制への採るべき対策～先進的な米国連邦法・州法のPFAS規制を徹底解説～」をテーマとしてA&Sサステナ勉強会を開催しました。(スピーカー:木村勇人弁護士 (パートナー)、中村京子弁護士 (パートナー)、野崎真一弁護士 (アソシエイト))

その他、2025年に開催したサステナビリティ関連の所内勉強会の一部をご紹介します。

- ・ 途上国に対する法制度整備支援 (2025年2月3日)
- ・ 文化観光まちづくりプラクティスチーム発足の背景と今後の展望 (2025年5月12日)
- ・ 自治体の個人データ・医療データ法制 (2025年6月10日)
- ・ 臨床研究法 (2025年4月9日)
- ・ 不正調査・リスクマネジメント (2025年10月15日)
- ・ GDPR and its global reach. (GDPRとその国際的な影響力) (2025年10月20日)

今後も、専門的知見の向上にとどまらず、分野横断的な視点を有する所員の協働を促進し、所内全体でサステナビリティの推進を図ってまいります。

コンプライアンス

01 コンプライアンス体制の構築

当事務所は、多数の弁護士・外国弁護士が所属する専門家集団として、高い倫理観の保持及びコンプライアンスの徹底に取り組んでいます。

当事務所では、当事務所の価値観の中核となる倫理及び行動規程をはじめ、法令や日本弁護士連合会の規定する会規を遵守するための所内ルールを整備しているほか、これらのルールを所内に浸透させるため、スタッフを含むすべての所員を対象とした研修等を実施しています。

また、徹底したコンプライアンスを履践するため、所内に法務・コンプライアンス部門を設置し、当該部門に専属する弁護士を配置する等、手厚いコンプライアンス体制を構築しています。

さらに、苦情処理委員会の設置や、匿名での意見、相談及び通報が可能なフォームの設置等、複数のルートから内部通報等をなしうる仕組みを設けています。

02 サプライチェーン・コンプライアンス

当事務所は、当事務所自身が高い倫理観を保持するとともに事業活動を行う国や地域の法令その他のルールを遵守することはもとより、当事務所のサプライチェーンにおいてこれらが遵守されることの確保にも取り組んでいます。

当事務所では、その価値観に基づきサプライヤーに求める事項をサプライヤーポリシーとして整備しており、サプライヤーに対して、サプライヤーポリシーの遵守とともに、自身のサプライチェーンにも同等の規範を適用することを求めています。

また、当事務所のサプライチェーンにおける潜在的なリスク領域の特定及び評価並びにその監視等を履践するため、毎年、サプライヤーに対するアンケート等の調査を実施しています。

事業継続計画（BCP）に関する取組

当事務所では、首都直下地震その他の大規模地震、台風、情報セキュリティ上の事故等の緊急事態に備え、重要な業務手続を保護しつつ、可能な限り速やかに事業を再開・継続できる体制を構築しています。また、事業継続計画（BCP）を策定し、適切な管理体制を維持できるよう見直しと改善に取り組み、運用強化を進めています。

具体的な取り組みとしては、事業継続計画（BCP）のリバイズに加え、オフィス内へのAEDの設置と講習の定期実施、安否確認システムの導入と訓練、防災備蓄品の常備、使用者によるコンセント点検など、平時から実効性を伴う対策を講じています。あわせて、職員一人ひとりの防災意識を高めるため、所内メールや対面説明などを通じた定期的な防災教育を実施し、初動対応力の向上を図っています。

情報セキュリティ

当事務所は、弁護士等による守秘義務の遵守及び個人情報保護の重要性に鑑み、顧客情報、個人情報、機密情報などの情報資産を安全に管理することを社会的責務と位置づけています。この責務を果たすため、情報セキュリティ基本方針及び関連する所内規程を定め、情報の適切な取扱い、管理、保護、維持を徹底しています。

当事務所内には情報セキュリティ委員会を設置し、情報セキュリティに関する方針策定、リスク評価、教育・啓発活動、及びインシデント対応の統括を担っています。同委員会は、技術的・組織的な観点から全所的なセキュリティ水準の維持・向上を推進しています。

また、2025年にはAI委員会を新設しました。同委員会は、AIの業務活用に伴う情報管理や法的リスク統制を専門的に担うとともに、同年に策定したAIポリシー (<https://www.aplawjapan.com/ai-policy>) に基づき、AI利活用における倫理・ガバナンス・法令順守・透明性・安全性の確保に努めています。

当事務所は全所員を対象に情報セキュリティ及び研修を実施し、情報資産取扱時の注意喚起や、サイバー攻撃・不正アクセス等への対応力強化を図っています。所員のAI利用については、「AI利用に関する遵守事項」を定めており、全所員はこれを遵守したうえでAIを利用する必要があります。加えて、所員に対し、AIの適切な使用方法や留意点に関する研修を実施する予定であり、実務に即した安全かつ効果的な活用の浸透を図っていきます。今後も、情報セキュリティ委員会とAI委員会を中心に、法的・技術的両面からの統合的なセキュリティ管理を推進し、依頼者の信頼に応える体制を持続的に強化してまいります。

プライバシー保護方針

欧州のデータ主体向けプライバシー保護方針

ニューヨーク提携オフィスプライバシー保護方針

AIポリシー



弁護士

畑 英一郎

シニアパートナー
チーフ・サステナビリティ・オフィサー
(第一東京弁護士会)

学歴 / 職歴 :

東京大学法学部卒業、バンダービルト大学ロースクール (LL.M) 修了。2005年当事務所に入所。2010年9月～2011年6月 Luther Rechtsanwaltsgesellschaft mbH (Dusseldorf) にて勤務。

主な業務分野 :

クロスボーダー投資・ファンド、金融規制法 (レギュラトリー)、M&A、不動産ファイナンス、一般企業法務

E-mail : eiichiro.hata@aplav.jp



弁護士

丹生谷 美穂

シニアパートナー
サステナビリティ・オフィサー
(東京弁護士会)

学歴 / 職歴 :

一橋大学法学部卒業、Northwestern University School of Law (LL.M.) 修了。パーク24株式会社社外取締役 (現任)、ソニーフィナンシャルグループ株式会社社外取締役 (現任)、経済産業省「再生可能エネルギー発電設備の適正な導入及び管理のあり方に関する検討会」委員 (2022～2023年)、内閣府民間資金等活用事業推進委員会専門委員 (現任)

主な業務分野 :

コーポレートガバナンス/リスク管理、PPP/PFI 事業、まちづくり/インフラ事業、GX 推進事業

E-mail : miho.niunoya@aplav.jp



弁護士

町田 行人

シニアパートナー
サステナビリティ・オフィサー
(東京弁護士会)

学歴 / 職歴 :

中央大学法学部卒業、University of Southern California (USC) Gould School of Law (LL.M) 修了。1999年～2019年西村あさひ法律事務所、2020年より当事務所に参画。住信 SBI ネット銀行株式会社 社外取締役 (2021年1月～2025年9月)

主な業務分野 :

金融規制法 (レギュラトリー)、ベンチャーファイナンス、アセットマネジメント/投資ファンド、コーポレートガバナンス、一般企業法務、スタートアップ・プラクティス (ベンチャー支援)、M&A/企業再編、プライベート・エクイティ、企業内容等開示制度に関する助言

E-mail : yukihito.machida@aplav.jp

外国法事務
弁護士
(連合王国法)ダニエル・
ジャレットパートナー
(東京弁護士会)

学歴 / 職歴 :

University of Cambridge (LL.B.)、Utrecht University(Law)、The University of Law(LPC) 卒業。

2011年～2016年 Ashurst (ロンドン)、2016～2022年 Ashurst HJGKJ (東京)、2017年～2019年三井物産株式会社法務部 (東京) 出向、2023年当事務所に参画。

イングランド及びウェールズ事務弁護士 (ソリシター) (2013年)

外国法事務弁護士 (連合王国法) (2016年)

主な業務分野 :

プロジェクトファイナンス / PPP、再生可能エネルギー、コーポレート、物流、航空機・船舶・その他アセットファイナンス、輸送とインフラ、日本市場参入

E-mail : daniel.jarrett@aplav.jp



弁護士

落合 孝文

シニアパートナー
プロトタイプ政策
研究所所長
(東京第二弁護士会)

学歴 / 職歴 :

慶応義塾大学理工学部数理工学科卒業、同大学院理工学研究科在学中に旧司法試験合格、2006年～2015年森・濱田松本法律事務所、2015年より当事務所に参画。

Emerging Industry チーム及びシンガポールチーム及び A&S ニュースレター「ビジネスと人権」シリーズの責任者を務める。内閣府規制改革推進会議スタートアップ・DXGXWG 座長、内閣府国家戦略特区 WG 座長代理、デジタル庁デジタル関係制度改革検討会委員、経済産業省貿易分野データ連携 WG 委員、総務省デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会委員、厚生労働省健康・医療・介護情報利活用検討会 医療等情報の二次利用に関するワーキンググループ委員、東京都国際金融フェロー、大阪府・大阪市「国際金融都市 OSAKA 推進委員会」アドバイザー、福岡県国際金融都市アドバイザー等を歴任。

主な業務分野 :

テクノロジー、プライバシー・産業データ、金融規制法、医療規制法、貿易取引、国際人権、M&A、紛争解決 (国際仲裁)、知的財産

E-mail : takafumi.ochiai@aplav.jp



弁護士

入江 克典

パートナー
ホーチミンオフィス代表
(東京弁護士会)

学歴 / 職歴 :

慶応義塾大学経済学部卒業、同大学院法務研究科修了。2009年弁護士登録。国内法律事務所勤務ののち、2015年より独立行政法人国際協力機構 (JICA) において東南アジア各国の法整備支援に従事。ニューヨーク大学ロースクール・米国アジア法研究所客員研究員を経て、2023年より当事務所参画、2024年7月より当事務所ホーチミンオフィス代表。JICA法制度整備支援アドバイザー。日弁連国際業務推進センター幹事、日弁連国際人権問題委員会ビジネスと人権部会幹事。

主な業務分野 :

ベトナム、ラオス等の東南アジア法務、ビジネスと人権、サステナビリティ・ESG 法務、コーポレート、労務、M&A 等

E-mail : katsunori.irie@aplav.jp



弁護士

齊藤 千尋

オブ・カウンセル
(第二東京弁護士会)

学歴 / 職歴 :

早稲田大学法学部 平成16 (2004) 年卒業、東北大学法科大学院 平成19 (2007) 年修了。University of Southern California (USC) (LL.M. in ADR Certificate) (2017年)、University of California Los Angeles (UCLA) (LL.M. in Business Specialization, Business Law Track) (2019年)、早池峰法律事務所 (2011年12月～2016年1月)、Creek and Global, Inc. (Legal Counselor, 2017年5月～2018年7月)、二弁災害対策委員会副委員長、関弁連災害対策委員会委員、日弁連災害復興支援委員会委員。

主な業務分野 :

コーポレートガバナンス、一般企業法務、海外争訟 (クロスボーダー紛争/海外争訟対応)、ライフサイエンス

E-mail : chihiro.saito@aplav.jp

LEGAL NOTICES

1. 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業について

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業（当事務所）は、①渥美坂井法律事務所弁護士法人（第二東京弁護士会所属、代表社員弁護士渥美博夫）（以下「当弁護士法人」といいます。）と当事務所に所属する多くの外国法事務弁護士とが、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（以下「外弁法」といいます。）に定める外国法共同事業を行い、②当弁護士法人と、日本の民法上の組合である渥美坂井法律事務所・外国法共同事業（代表弁護士坂井豊）（以下「組合組織」といいます。）の各弁護士とが、共同事業を行い、法律事務所を共にするものです。

当事務所とその外国法共同事業は、日本の弁護士（イングランド及びウェールズ事務弁護士である者を含みます。）に加え、ニューヨーク州、カリフォルニア州、中華人民共和国、大韓民国、インド、スリランカ民主社会主義共和国、連合王国*、オーストラリア クインズランド州・ニューサウスウェールズ州・ビクトリア州の法を原資格国法又は指定法とする外国法事務弁護士を擁しています。州法を原資格国法とする外国法事務弁護士はその国の連邦法についても助言を提供することができます。当事務所では、弁護士と、それぞれの登録に係る原資格国法に関する法律事務を行うことを職務とする外国法事務弁護士とが協働して業務を行っています。

当弁護士法人はまた、ロンドンオフィスとして英国子会社たる Atsumi & Sakai Europe Limited (Director: 中西由佳日本国弁護士) を有するとともに、ブリュッセルオフィスとして Atsumi & Sakai Brussels EU (代表パートナー: 亀岡悦子ブリュッセル弁護士会B リスト弁護士・ニューヨーク州弁護士**)、ニューヨーク提携オフィスとして Atsumi & Sakai New York LLP (代表パートナー: バニー・L・ディクソン外国法事務弁護士 (ニューヨーク州法))、ホーチミンオフィスとして Atsumi & Sakai Vietnam Law Firm (Director: 入江克典日本国弁護士) をそれぞれ有し、これらのオフィスを通じても助言を提供しています。また日本においても A&S 大阪法律事務所弁護士法人 (パートナー: 前橋呈至弁護士) 及び A&S 福岡法律事務所弁護士法人 (パートナー: 臼井康博弁護士) と提携関係を有するとともに、フランクフルトオフィスたるドイツ連邦共和国における法務・税務サービス提供法人たる Atsumi & Sakai Europa GmbH - Rechtsanwälte und Steuerberater (現地代表: フランク・ベッカー ドイツ連邦共和国弁護士**) とも提携関係を有しています。

* 渥美坂井法律事務所弁護士法人はイングランド及びウェールズのソリシターズ・レギュレーション・オーソリティによる規制の適用を受けていません。

** 日本における外国法事務弁護士の登録はありません。

2. 法律問題に関する助言等について

当事務所による別段の明示がない限り、法律問題に関する当事務所のいかなる助言その他意見の表明も、(i) 日本法、又は当事務所の外国法事務弁護士の登録に係る原資格法以外の外国法に関するものは当事務所の特定された弁護士の、(ii) かかる原資格国法に関するものは当該法をその登録に係る原資格国法とする当事務所の特定された外国法事務弁護士の、判断においてされるものです。

所在地・連絡先

〒100-0011

東京都千代田区内幸町 2-2-2

富国生命ビル（総合受付：16 階）

Tel: 03-5501-2111（代表）

Fax: 03-5501-2211

A Compass
to Find
Your Way